

○職務上の旧姓使用に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、婚姻・離婚・養子縁組・離縁その他の事由（以下「離婚等」という。）によって氏を変更し、日司連登録事務取扱規則第7条の3、22条の2又は付則第2項の規定によって司法書士名簿に変更前の氏の併記を受けた釧路司法書士会（以下「本会」という。）会員が、職務上において変更前の氏を使用することについて定める。

(定 義)

第2条 この規則において「職名」とは、変更前の氏で司法書士名簿の氏名に併記されたものをいう。

(職名の使用)

第3条 本会及び日司連登録事務取扱規則第7条の3第3項又は第22条の2第3項（付則第2項で準用するものを含む。）によって変更前の氏の併記を受けた会員（以下「職名使用者」という。）は、司法書士法、同施行規則、日本司法書士会連合会会則及び本会会則の定めによって当該司法書士を表示し又は署名若しくは記名をするときは、法令又は連合会会則の定めにより氏名を表示又は署名若しくは記名をしなければならない場合を除き、職名を使用しなければならない。

2 職名使用者は、職務上作成する書類に記名又は署名をする場合には、職名を用いなければならない。

(職名の併記)

第4条 本会又は職名使用者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、氏名に職名を併記するものとする。

- (1) 会則第5条第1項の入会届
- (2) 会則第13条第1項の会員名簿

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。（平成9年2月28日理事会決議）